

平成16年4月から

『総額表示方式』（消費税を含んだ価格）

がスタートします。

4月から、消費者向けに販売される商品やサービスの価格を表示する場合には、消費税額を含めた「支払総額を表示」すること（内税方式）が義務付けられます。

価格表示例

必ず消費税を入れた支払総額を表示

1,029円	980円（税別）
1,029円（税込み）	本体980円+税
1,029円（本体価格980円）	本体980円 税49円
1,029円（うち消費税49円）	



総額表示 Q&A

問 「総額表示」の対象は、次のうちどれ？

- ①商品に直接つけられる値札
- ②新聞、雑誌、チラシなどの商品広告
- ③テレビ、インターネットホームページなどの商品広告

答 ①、②、③すべて

消費税の総額表示の義務づけは、「消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者があらかじめ価格表示を行う場合」を対象とするもので、それがどのような媒体による表示であるかを問いません。

問 ガソリン1ℓ100円などの単価表示も「総額表示」の対象となる？

答 なります。

肉のはかり売りやガソリンなどのような一定単位での価格表示についても、総額表示義務の対象となります。例えば、税抜き1ℓ100円のガソリンの単価表示は、「1ℓ105円」と表示される必要があります。

問 見積書や請求書などは、「総額表示」の対象になる？

答 ならない。

総額表示の義務づけは、「不特定かつ多数の者に対する“値札”や“広告”などにおいて、あらかじめ商品やサービスの価格を表示する場合」を対象としていますので、見積書や請求書などは総額表示の対象となりません。

■関連ホームページ 財務省「平成16年4月から総額表示方式がスタートします」
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/sougakuhyoji/sougakuhyoji.htm>